

議案第77号

令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道事業包括委託事業	令和7年度から令和18年度まで	上下水道事業包括委託料19,972,000千円を水量の変動、物価変動等の事由により増減し、かつ、当該増減した委託料の額に消費税及び地方消費税を加算した額のうち簡易水道事業会計が負担する額

令和7年9月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
		期 間	金 額
上下水道事業包括委託 事業	上下水道事業包括委託料 19,972,000千円を水量の変 動、物価変動等の事由により 増減し、かつ、当該増減した 委託料の額に消費税及び地方 消費税を加算した額のうち簡 易水道事業会計が負担する額	—	—

(税 込)
単位：千円

当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他
令和 7 年度から 令和18年度まで	上下水道事業包括委託料19,972,000千円を水量の変動、物価変動等の事由により増減し、かつ、当該増減した委託料の額に消費税及び地方消費税を加算した額のうち簡易水道事業会計が負担する額			全額